

新旧対照表

(名称) 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 (抜粋)

現 行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の例による。</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 減量化 廃棄物の発生を抑制することをいう。</p> <p>(2) 資源化 活用されなければ不要である物又は廃棄物を再び使用し、原材料として利用し、熱源として利用すること等をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の例による。</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 減量化 廃棄物の発生を抑制することをいう。</p> <p>(2) 資源化 活用されなければ不要である物又は廃棄物を再び使用し、原材料として利用し、熱源として利用すること等をいう。</p> <p>(3) <u>資源物 廃棄物のうち紙類、布類、金属類、びん類その他規則で定めるものをいう。</u></p> <p>(4) <u>資源集団回収 自治会、町内会等の営利を目的としない団体が、循環型社会の形成に寄与することを目的とし、自主的に資源物の収集又は運搬を行うことをいう。</u></p> <p>(5) <u>資源集団回収登録団体 規則で定めるところにより市長が行う登録を受け、資源集団回収を行う団体をいう。</u></p>
<p><u>(家庭から排出された廃棄物の所有権)</u></p> <p>第 25 条の 4 <u>一般廃棄物処理計画に従って家庭から排出された廃棄物の所有権は、横浜市に帰属するものとする。</u></p>	<p>削除</p>
<p><u>(廃棄物の持去りの禁止)</u></p> <p>第 25 条の 5 <u>市長が指定する事業者以外の者は、前条の廃棄物を持ち去ってはならない。</u></p>	<p><u>(廃棄物の持去りの禁止等)</u></p> <p>第 25 条の 4 <u>市長又は市長が指定する事業者以外の者は、一般廃棄物処理計画に従って家庭から排出された廃棄物を持ち去ってはならない。</u></p> <p>2 <u>資源集団回収登録団体を構成する者又は資源集団回収登録団体が資源物を譲渡する契約をした者以外の者は、資源集団回収登録団体が資源集団回収を実施するために指定した場所及び期日に排出された資源物を持ち去ってはならない。</u></p> <p>3 <u>市長は、第 1 項に規定する者が同項の規定に違反して廃棄物を持ち去ったとき、又は前項に規定する者が同項の規定に違反して資源物を持ち去ったときは、その者に対し、当該行為を行わないよう命じることができる。</u></p>

(報告の徴収等)

第 48 条 市長は、法第 18 条に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等又は事業者その他必要と認める者に対し、当該廃棄物の処理に関し必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

(立入調査)

第 49 条 市長は、法第 19 条第 1 項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

(第 2 項及び第 3 項省略)

(罰則)

第 51 条 (本文省略)

(報告の徴収等)

第 48 条 市長は、法第 18 条に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等又は事業者その他必要と認める者に対し、質問をし、報告を求め、又は指示をすることができる。

(立入調査)

第 49 条 市長は、法第 19 条第 1 項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地、建物、車両、船舶その他の場所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

(第 2 項及び第 3 項省略)

第 9 章 罰則

(罰則)

第 51 条 第 25 条の 4 第 3 項の規定による命令に違反した者は、200,000 円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 52 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(過料)

第 53 条 (本文省略)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。